

2012～2015年の中国産化学肥料輸出関税の変化

税番	品名	公定輸出税率	2012年		2013年		2014年	2015年
			暫定輸出税率	特別輸出税率	暫定輸出税率	特別輸出税率	暫定輸出税率	暫定輸出税率
25199030	軽焼マグ		5%		5%		5%	5%
28092019	りん酸		7%		300元/トン			300元/トン
28141000	アンモニア		7%		180元/トン		180元/トン	180元/トン
28271010	塩安		7%	需要期(1～6月、11～12月)	2%	需要期(1～6月、11～12月)	5%	5%
28342110	硝酸加里		7%		7%		5%	5%
31021000	尿素		需要期(1～6月、11～12月) 35%、非需要期(7～10月) 基準価格未満では7%、基準価格を超えた場合は、税率=[1.07-基準価格/輸出価格]×100%、【基準価格2.1元/kg】	需要期(1～6月、11～12月) 75%	輸出価格が基準価格未満の場合は2%、基準価格を超えた場合は、税率=(1.02-基準価格/輸出価格)×100%、(基準価格2.26元/kg)	需要期(1～6月、11～12月) 75%	非需要期(7～10月) 40元/トン 需要期(1～6月、11～12月) 15% + 40元/トン	80元/トン
31024000	硝安と炭酸カルシウム等の混合		7%		7%		7%	5%
31026000	硝酸石灰と硝安の化合物又は混合物		7%		7%		7%	5%
31029010	石灰窒素		7%		7%		7%	5%
31029090	その他の窒素肥料		7%	需要期(1～6月、11～12月) 75%	2%	需要期(1～6月、11～12月) 75%	非需要期(7～10月) 40元/トン 需要期(1～6月、11～12月) 15% + 40元/トン	5%
31031010	重過りん酸石灰		7%	需要期(1～5月、10～12月) 75%	5%	需要期(1月1日～5月15日、10月16日～12月31日) 75%	5%	5%
31031090	過りん酸石灰		7%		7%		5%	5%

31039000	その他のりん酸肥料		7%	需要期(1~5月、10~12月)	5%	需要期(1月1日~5月15日、10)	5%	5%
31042090	塩化加里		30%	75%	2000元/トン		600元/トン	600元/トン
31043000	硫酸加里		30%	75%	2000元/トン		600元/トン	600元/トン
31049090	その他の加里肥料		30%	75%	30%	75%	30%	30%
31051000	10kg以下包装の31類に属する		7%	需要期(1~5月、10~12月)75%	5%	需要期(1月1日~5月15日、10月16日~12月)	非需要期(5月16~10月15日)50元/トン	5%
31052000	NPK化成肥料		1~9月35% 10~12月20%	75%	5%	75%	30%	30%
31053000	DAP		需要期(1~5月、10~12月)35%、非需要期(6~9月)基準価格未満では7%、基準価格超えた場合は、税率=[1.07-基準価格/輸出価格]X100%、【基準価格2.9元/kg)】	需要期75%	輸出価格が基準価格未満の場合は5%、基準価格を超えた場合は、税率=(1.05-基準価格/輸出価格)X100%、(基準価格3.5元/kg)	需要期(1月1日~5月15日、10月16日~12月31日)75%	非需要期(5月16~10月15日)50元/トン 需要期(1~5月15日、10月16日~12月)15%+50元/トン	100元/トン
31054000	MAP及びMAPとDAPの混合物		需要期(1~5月、10~12月)35%、非需要期(6~9月)基準価格未満では7%、基準価格超えた場合は、税率=[1.07-基準価格/輸出価格]X100%、【基準価格2.9元/kg)】	需要期75%	輸出価格が基準価格未満の場合は5%、基準価格を超えた場合は、税率=(1.05-基準価格/輸出価格)X100%、(基準価格3.2元/kg)	需要期(1月1日~5月15日、10月16日~12月31日)75%	非需要期(5月16~10月15日)50元/トン 需要期(1~5月15日、10月16日~12月)15%+50元/トン	100元/トン
31055100	硝酸塩とりん酸塩を含む肥料		7%		7%		5%	5%

31055900	その他窒素とリン酸を含む化学肥料		7%	需要期(1~5月、10~12月)75%	5%	需要期(1月1日~5月15日、10月16日~12月31日)75%	非需要期(5月16~10月15日)50元/トン 需要期(1~5月15日、10月16日~12月)15% + 50元/トン	5%
31056000	リン酸と加里を含む肥料		7%		7%		5%	5%
31059000	その他の肥料		7%	需要期(1~5月、10~12月)75%	5%	需要期(1月1日~5月15日、10月16日~12月31日)75%	非需要期(5月16~10月15日)50元/トン 需要期(1~5月15日、10月16日~12月)15% + 50元/トン	5%